

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成28年6月23日（木）及び24日（金）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会同員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

時間 日 (曜日)	9：30 ～ 12：00	12:00 ～ 13：00	13：00 ～ 17：00	協議終了後
23日 (木)	最高裁判所長官挨拶 協議	昼食	協議	懇談会
時間 日 (曜日)	9：30 ～ 10：00	10:00 ～ 11:10	11：10 ～ 14：00	14:00 ～ 16:00
(高裁長官) 24日 (金) (所長)	事務的協議 (事務連絡)	(長官懇談)	午さん	事務的協議 (事務連絡)
		10：10 ～ 12：00	12：00 ～ 14：00	
		拝謁	昼食 休憩	

最高裁総一第352号

(庶ろ-03)

平成28年3月24日

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総長 戸 倉 三 郎

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（依命通達）

標記の会同を別紙の要領によって開催しますので，出席してください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成 2 8 年 6 月 2 3 日（木）及び 2 4 日（金）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会同員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

時間 日 (曜日)	9 : 30 ～ 12 : 00	12:00 ～ 13 : 00	13 : 00 ～ 17 : 00	協議終了後
2 3 日 (木)	最高裁判所長官挨拶 協議	昼食	協議	懇談会
時間 日 (曜日)	9 : 30 ～ 10 : 00	10:00 ～ 11:10	11 : 10 ～ 14 : 00	14:00 ～ 16:00
(高裁長官)		(長官懇談)	午さん	
2 4 日 (金)	事務的協議 (事務連絡)	10 : 10 ～ 12 : 00	12 : 00 ～ 14 : 00	事務的協議 (事務連絡)
(所長)		拝謁	昼食 休憩	

最高裁総一第354号

平成28年3月24日

最高裁判所首席調査官 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（通知）

標記の会同が別紙の要領によって開催されることになりましたから，参列してください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成28年6月23日(木)及び24日(金)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会同員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

時間 日 (曜日)	9 : 30 ～ 12 : 00	12:00 ～ 13 : 00	13 : 00 ～ 17 : 00	協議終了後
23日 (木)	最高裁判所長官挨拶 協議	昼食	協議	懇談会
時間 日 (曜日)	9 : 30 ～ 10 : 00	10:00 ～ 11:10	11 : 10 ～ 14 : 00	14:00 ～ 16:00
(高裁長官) 24日 (金) (所長)	事務的協議 (事務連絡)	(長官懇談)	午さん	事務的協議 (事務連絡)
		10 : 10 ～ 12 : 00	12 : 00 ～ 14 : 00	
		拝謁	昼食 休憩	

最高裁総一第355号

平成28年3月24日

司法研修所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（通知）

標記の会同が別紙の要領によって開催されることになりましたから，参列してください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成28年6月23日(木)及び24日(金)
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会同員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

時間 日 (曜日)	9 : 30 ～ 12 : 00	12 : 00 ～ 13 : 00	13 : 00 ～ 17 : 00	協議終了後
23日 (木)	最高裁判所長官挨拶 協議	昼食	協議	懇談会

時間 日 (曜日)	9 : 30 ～ 10 : 00	10 : 00 ～ 11 : 10	11 : 10 ～ 14 : 00	14 : 00 ～ 16 : 00
(高裁長官)		(長官懇談)	午さん	
24日 (金)	事務的協議 (事務連絡)	10 : 10 ～ 12 : 00	12 : 00 ～ 14 : 00	事務的協議 (事務連絡)
(所長)		拝謁	昼食 休憩	

最高裁総一第356号

平成28年3月24日

司法研修所教官 村 田 渉 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（通知）

標記の会同が別紙の要領によって開催されることになりましたから，参列してください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成28年6月23日（木）及び24日（金）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会同員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

時間 日 (曜日)	9 : 30 ～ 12 : 00	12:00 ～ 13 : 00	13 : 00 ～ 17 : 00	協議終了後
23日 (木)	最高裁判所長官挨拶 協議	昼食	協議	懇談会

時間 日 (曜日)	9 : 30 ～ 10 : 00	10:00 ～ 11:10	11 : 10 ～ 14 : 00	14:00 ～ 16:00
(高裁長官)		(長官懇談)	午さん	
24日 (金)	事務的協議 (事務連絡)	10 : 10 ～ 12 : 00	12 : 00 ～ 14 : 00	事務的協議 (事務連絡)
(所長)		拝謁	昼食 休憩	

最高裁総一第357号

平成28年3月24日

裁判所職員総合研修所長 殿

最高裁判所事務総局総務局長 中 村 慎

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同の開催
について（通知）

標記の会同が別紙の要領によって開催されることになりましたから，参列してください。

(別紙)

高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同開催要
領

- 1 主催 最高裁判所
- 2 期日 平成 2 8 年 6 月 2 3 日（木）及び 2 4 日（金）
- 3 場所 最高裁判所
- 4 協議事項 (1) 当面の司法行政上の諸問題について
(2) その他
- 5 会同員 高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長
- 6 日程

時間 日 (曜日)	9 : 30 ～ 12 : 00	12:00 ～ 13 : 00	13 : 00 ～ 17 : 00	協議終了後
2 3 日 (木)	最高裁判所長官挨拶 協議	昼食	協議	懇談会
時間 日 (曜日)	9 : 30 ～ 10 : 00	10:00 ～ 11:10	11 : 10 ～ 14 : 00	14:00 ～ 16:00
(高裁長官)		(長官懇談)	午さん	
2 4 日 (金)	事務的協議 (事務連絡)	10 : 10 ～ 12 : 00	12 : 00 ～ 14 : 00	事務的協議 (事務連絡)
(所長)		拝謁	昼食 休憩	

(庶ろー 1 5－B)

平成 2 8 年 3 月 2 4 日

高等裁判所事務局長 殿

最高裁判所事務総局総務局第一課長 清 藤 健 一

事 務 連 絡

6 月 2 3 日（木）及び 2 4 日（金）開催の高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長会同において，別紙 1 記載のとおり協議テーマを定めるとともに，別紙 2 記載の所長にその意見表明をお願いすることにしましたので，地方裁判所長及び家庭裁判所長に伝達してください。

なお，管内に意見を表明する地方裁判所長又は家庭裁判所長を有する高等裁判所は，当該所長からなるべく簡潔にまとめた意見要旨（3 7 字×2 6 行で，A 4 用紙 3 ～ 4 枚程度をめどとする。）の提出を受けた上，これを 4 月 1 5 日（金）までに当職に提出してください。

おって，最高裁判所においては，会同当日の討議の参考としていただくため，高等裁判所長官，地方裁判所長及び家庭裁判所長あてに当該意見要旨を 4 月下旬頃までに送付する予定です。

(別紙 1)

平成 28 年度長官所長会同協議テーマ (論点事項)

1 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について

(1) 事件処理の実情及び課題

ア 事件処理の実情及び課題については、昨年の会同で様々な指摘がされたところであり、これを受けて、この 1 年に様々な施策や取組が行われたものであるが、各庁の実情にはどのような変化・改善が見られるか。また、現在の課題はどのようなものか。

イ アの議論を踏まえて、施策等の実施を経てもあまり変化・改善が見られない実情の部分について、それはどのような理由・原因によるものか。

(ア) 施策等の効果に関わりのある要素を①事務総局、高裁、地家裁所長側の事情、とりわけ発信方法等の妥当性、②裁判官側の事情、③この両者を取り巻く環境・情勢等の事情に大別すると、どのような理由・原因があるか。

(イ) そのような理由・原因の中に、民事・刑事・家裁といった各分野に共通するものがあるか。とりわけ、裁判官側の事情 (②) において、共通するというべきものがあるか。

(2) (1)で議論した現状認識を踏まえて、今後、事件処理上の課題について、どのような司法行政上の方策を講じていくべきか。また、裁判所全体として紛争解決機能を高めていくために、どのような司法行政上の方策を講じていくべきか。

2 組織的に対応すべき事項に対する所長の役割 (事務的協議)

(別紙2)

長官所長会同の意見表明者

1	(1)ア及びイ(ア)	(民事)	新潟地方裁判所	都 築 政 則
			福岡地方裁判所	木 村 元 昭
	(刑事)		津地方・家庭裁判所	大 熊 一 之
			徳島地方・家庭裁判所	田 村 眞
	(家庭)		神戸家庭裁判所	本 多 俊 雄
			那覇家庭裁判所	矢 尾 渉
			広島地方裁判所	宮 崎 英 一
	イ(イ)			

平成 2 8 年度長官所長会同配布資料目録

- 1 会同日程
- 2 会同員名簿
- 3 会同席図
- 4 会同進行予定

平成28年度長官所長会同日程

時間 日 (曜日)	9 : 30 ～ 12 : 00	12 : 00 ～ 13 : 00	13 : 00 ～ 17 : 00	協議終了後
23日 (木)	最高裁判所長官 挨拶 協議	昼食 休憩	協議	懇談会
時間 日 (曜日)	9 : 00 ～ 12 : 00			
24日 (金)	事務的協議 (事務連絡)			

平成 2 8 年 度 長 官 所 長 会 同 会 同 員 名 簿

東京高等裁判所長官	戸	倉	三	郎
大阪高等裁判所長官	菅	野	博	之
名古屋高等裁判所長官	山	名		学
広島高等裁判所長官	川	合	昌	幸
福岡高等裁判所長官	荒	井		勉
仙台高等裁判所長官	河	合	健	司
札幌高等裁判所長官	綿	引	万	里 子
高松高等裁判所長官	小	久	保	孝 雄
東京地方裁判所長	貝	阿	彌	誠
東京家庭裁判所長	田	村	幸	一
横浜地方裁判所長	富	田	善	範
横浜家庭裁判所長	大	門		匡

さいたま地方裁判所長	深	山	卓	也
さいたま家庭裁判所長	古	田		浩
千葉地方裁判所長	原			優
千葉家庭裁判所長	高	麗	邦	彦
水戸地方裁判所長	垣	内		正
水戸家庭裁判所長	桐	ヶ	谷	敬三
宇都宮地方裁判所長	野	山		宏
宇都宮家庭裁判所長	竹	内	民	生
前橋地方裁判所長	合	田	悦	三
前橋家庭裁判所長	沼	田		寛
静岡地方裁判所長	尾	島		明
静岡家庭裁判所長	山	崎	まさ	よ
甲府地方・家庭裁判所長	岡	本		岳

長野地方・家庭裁判所長	白	井	幸	夫
新潟地方裁判所長	都	築	政	則
新潟家庭裁判所長	佐	藤	陽	一
大阪地方裁判所長	並	木	正	男
大阪家庭裁判所長	小	野	憲	一
京都地方裁判所長	石	井	寛	明
京都家庭裁判所長	白	石	史	子
神戸地方裁判所長	中	本	敏	嗣
神戸家庭裁判所長	本	多	俊	雄
奈良地方・家庭裁判所長	稻	葉	重	子
大津地方・家庭裁判所長	大	鷹	一	郎
和歌山地方・家庭裁判所長	藤	下		健
名古屋地方裁判所長	伊	藤		納

名古屋家庭裁判所長	後	藤	博
津地方・家庭裁判所長	大	熊 一	之
岐阜地方・家庭裁判所長	大 須 賀		滋
福井地方・家庭裁判所長	木	下 秀	樹
金沢地方裁判所長	萩	原 秀	紀
金沢家庭裁判所長	田	近 年	則
富山地方・家庭裁判所長	原	啓 一 郎	
広島地方裁判所長	宮	崎 英	一
広島家庭裁判所長	鹿	野 伸	二
山口地方・家庭裁判所長	小	西 義	博
岡山地方裁判所長	齊	木 敏	文
岡山家庭裁判所長	鬼	澤 友	直
鳥取地方・家庭裁判所長	川	谷 道	郎

松江地方・家庭裁判所長	増	田	耕	兒
福岡地方裁判所長	木	村	元	昭
福岡家庭裁判所長	永	松	健	幹
佐賀地方・家庭裁判所長	瀧	華	聡	之
長崎地方裁判所長	岸	和 田	羊	一
長崎家庭裁判所長	毛	利	晴	光
大分地方・家庭裁判所長	村	上	正	敏
熊本地方裁判所長	野	島	秀	夫
熊本家庭裁判所長	播	磨	俊	和
鹿児島地方・家庭裁判所長	廣	谷	章	雄
宮崎地方・家庭裁判所長	須	田	啓	之
那覇地方裁判所長	阿	部	正	幸
那覇家庭裁判所長	矢	尾		渉

仙 台 地 方 裁 判 所 長	村	田	渉
仙 台 家 庭 裁 判 所 長	松	並	重 雄
福 島 地 方 裁 判 所 長	秋	山	敬
福 島 家 庭 裁 判 所 長	川	口	政 明
山形地方・家庭裁判所長	林	正	彦
盛岡地方・家庭裁判所長	山	田	敏 彦
秋田地方・家庭裁判所長	小	川	浩
青森地方・家庭裁判所長	草	野	真 人
札 幌 地 方 裁 判 所 長	甲	斐	哲 彦
札 幌 家 庭 裁 判 所 長	竹	田	光 広
函館地方・家庭裁判所長	和	田	真
旭川地方・家庭裁判所長	戸	田	久
釧路地方・家庭裁判所長	登	石	郁 朗

高松地方裁判所長 畠 山 稔

高松家庭裁判所長 村 岡 寛

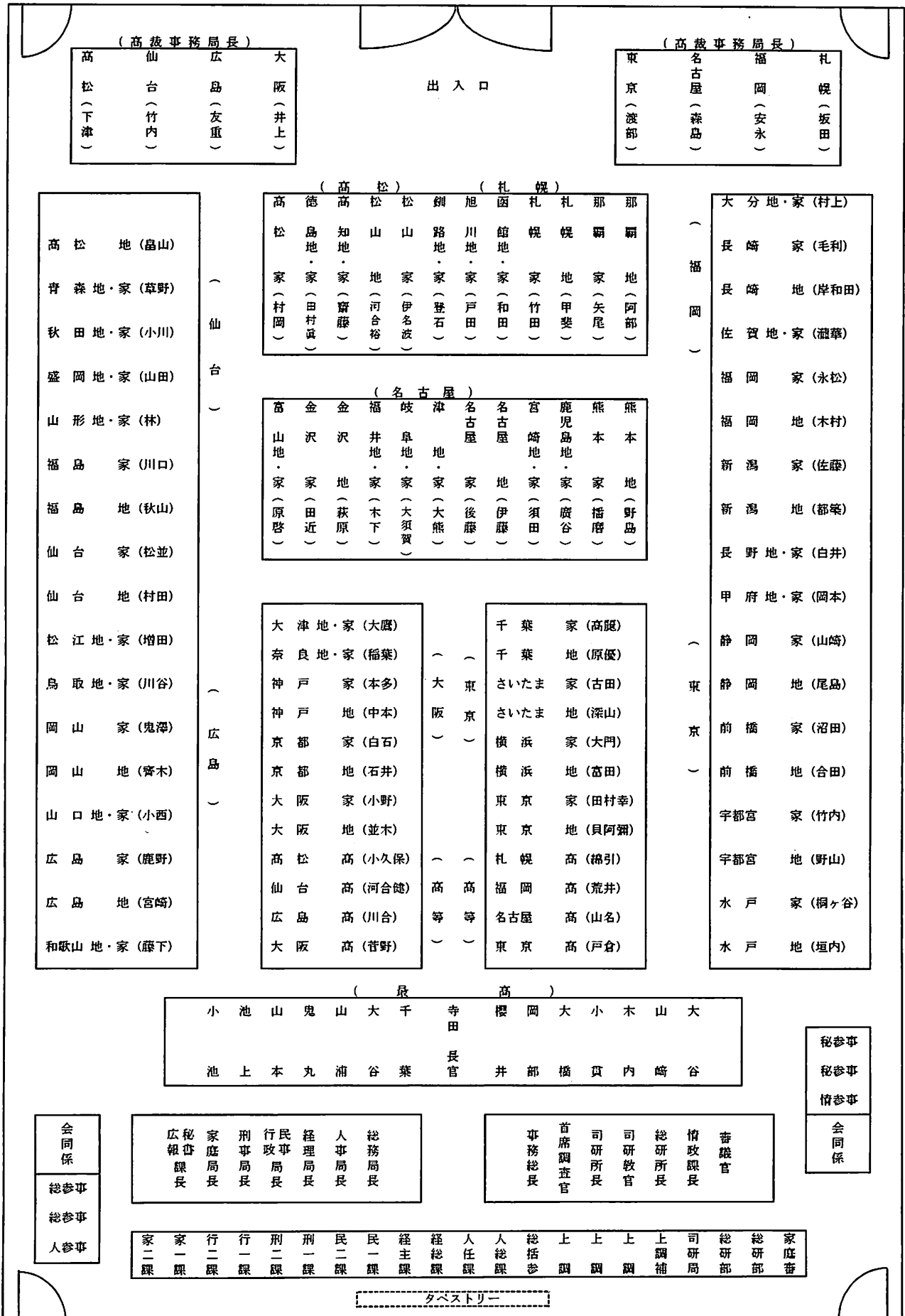
徳島地方・家庭裁判所長 田 村 眞

高知地方・家庭裁判所長 齋 藤 大 巳

松山地方裁判所長 河 合 裕 行

松山家庭裁判所長 伊 名 波 宏 仁

平成28年度長官所長会同席図（大会議室）



平成28年度長官所長会同進行予定

●第1日目 6月23日(木)

協 議 事 項	意見表明庁	時 間	備 考
最高裁判所長官挨拶		9:30～ 9:40	10分
1 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について	(民事) 新潟地裁(都築) 福岡地裁(木村)	9:40～10:50	70分
(1) 事件処理の実情及び課題			
ア 事件処理の実情及び課題については、昨年の会場で様々な指摘がされたところであり、これを受けて、この1年に様々な施策や取組が行われたものであるが、各庁の実情にはどのような変化・改善が見られるか。また、現在の課題はどのようなものか。	(刑事) 津地家裁(大熊) 徳島地家裁(田村)	(10:50～11:00)	(休憩10分)
イ アの議論を踏まえて、施策等の実施を経てもあまり変化・改善が見られない実情の部分について、それはどのような理由・原因によるものか。		11:00～12:00	60分
エ 施策等の効果に関わりのある要素を①事務総局、高裁、地家裁所長側の事情、とりわけ発信方法等の妥当性、②裁判官側の事情、③この両者を取り巻く環境・情勢等の事情に大別すると、どのような理由・原因があるか。	(家庭) 神戸家裁(本多) 那覇家裁(矢尾)	(12:00～13:00)	(昼食)
		13:00～13:10	10分
		13:10～14:20	70分
		(14:20～14:35)	(休憩15分)
イ) そのような理由・原因の中に、民事・刑事・家裁といった各分野に共通するものがあるか。とりわけ、裁判官側の事情(②)において、共通するというべきものがあるか。	広島地裁(宮崎)	14:35～16:00	85分
		(16:00～16:10)	(休憩10分)
(2) (1)で議論した現状認識を踏まえて、今後、事件処理上の課題について、どのような司法行政上の方策を講じていくべきか。また、裁判所全体として紛争解決機能を高めていくために、どのような司法行政上の方策を講じていくべきか。		16:10～17:00	50分

●第2日目 6月24日（金）

事務的協議事項	意見表明庁	時 間	備 考
○ 事務連絡		9:00～9:25	25分
2 組織的に対応すべき事項に 対する所長の役割		9:25～10:35	70分
(1) 非常事態への対応		(10:35～10:45)	(休憩10分)
(2) 司法行政事務における日 常的な取組～職員の指導等 における所長の役割		10:45～11:55	70分

（※）高裁事務局長 事務連絡（秘書課会議室） 13:30～16:35

意 見 要 旨

高 等 裁 判 所 長 官

地 方 裁 判 所 長 会 同

家 庭 裁 判 所 長

平成28年6月23日，24日開催

協議事項（１日目（６月２３日））

1 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について

(1) 事件処理の実情及び課題

ア 事件処理の実情及び課題については、昨年の会同で様々な指摘がされたところであり、これを受けて、この１年に様々な施策や取組が行われたものであるが、各庁の実情にはどのような変化・改善が見られるか。また、現在の課題はどのようなものか。

イ アの議論を踏まえて、施策等の実施を経てもあまり変化・改善が見られない実情の部分について、それはどのような理由・原因によるものか。

(ア) 施策等の効果に関わりのある要素を①事務総局、高裁、地家裁所長側の事情、とりわけ発信方法等の妥当性、②裁判官側の事情、③この両者を取り巻く環境・情勢等の事情に大別すると、どのような理由・原因があるか。

民事事件	新潟地裁	．．．．．	1
	福岡地裁	．．．．．	6
刑事事件	津地家裁	．．．．．	11
	徳島地家裁	．．．．．	16
家庭事件	神戸家裁	．．．．．	20
	那覇家裁	．．．．．	25

(イ) そのような理由・原因の中に、民事・刑事・家裁といった各分野に共通するものがあるか。とりわけ、裁判官側の事情（②）において、共通するというべきものがあるか。

広島地裁・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

- (2) (1)で議論した現状認識を踏まえて、今後、事件処理上の課題について、どのような司法行政上の方策を講じていくべきか。また、裁判所全体として紛争解決機能を高めていくために、どのような司法行政上の方策を講じていくべきか。

事務的協議事項（2日目（6月24日））

事務総長の司会進行により、以下の事務的協議が行われます。

2 組織的に対応すべき事項に対する所長の役割

1 裁判所の紛争解決機能を全体として高めていくための司法行政上の方策について

(1) 事件処理の実情及び課題

ア 事件処理の実情及び課題については、昨年の会同で様々な指摘がされたところであり、これを受けて、この1年に様々な施策や取組が行われたものであるが、各庁の実情にはどのような変化・改善が見られるか。また、現在の課題はどのようなものか。

イ アの議論を踏まえて、施策等の実施を経てもあまり変化・改善が見られない実情の部分について、それはどのような理由・原因によるものか。

(ア) 施策等の効果に関わりのある要素を①事務総局，高裁，地家裁所長側の事情，とりわけ発信方法等の妥当性，②裁判官側の事情，③この両者を取り巻く環境・情勢等の事情に大別すると、どのような理由・原因があるか。

(新潟地裁)

1(1)ア 実情の変化・改善点及び現在の課題

(1) 部総括裁判官の意識改革

部総括裁判官には、部の機能活性化の中核である合議の充実・活用の趣旨、目的やその重要性について繰り返し説明してきた。例えば、昨年6月には長官所長会同で出された合議の充実・活用についての各庁の取組み状況を説明し、その後も、各種協議会の開催結果などに基づき、合議の充実・活用の重要性について口頭で改めて説明した。このような働きかけを通じて、部総括裁判官は合議の充実・活用の趣旨目的やその重要性についての理解が深まり、意識改革はできたのではないかと考えられる。部総括は、部内において陪席裁判官ともその点を話題にして共通認識とするよう努めている。新潟地裁においては、昨年4月時点で、民事部に合議に参加しない単独系の裁判官2名を設置することにより部総括の単独の事件数を減らすという方法が採られていたが、合議の充実・活用の趣旨からすると単独系の設置は問題があるという点について各裁判

官の理解を得て、同年6月に是正した。

(2) 実情の変化・改善

民事2か部のうちでも、改善の取組み状況には濃淡があるものの、以下のような変化・改善が行われている。

ア 付合議の方法

(ア) 新件からの付合議基準として、一定の事件類型について裁定合議の対象とする旨の「申合せ」が存在していたが、具体的な事件内容を見なければ判断できないためほとんど機能しておらず、実際には明らかな合議相当事件以外はいったん単独に配てんされる状況にあった。そこで、左陪席が訴状点検を行った後、明らかな単独相当事件を除き、裁判長と右陪席も加わって3人で合議相当かどうかを協議するという方法を採用ようになった。

(イ) 右陪席の単独事件からの付合議については、昨年の10月時点で、両部ともいわゆる棚卸しを行い、単独で進行中の事件の中で合議相当と思われる事件の洗い出しを行った。部総括において部全体の状況を把握するためには、このような棚卸しが定期的に行われることの必要性が認識でき、年2回程度は実施することとし、今年3月にも改めて行っている。

イ 右主任事件

両部とも、合議事件の一部（各右陪席1人につき2件から5件）は、右陪席が主任となっている。これには、上記の棚卸しの結果合議となったもののほか、合議事件の増加に伴い、左陪席の負担軽減のために右陪席主任となったものもある（うち1件は後述の大型著名事件）。平成28年度に増員となった右陪席については、4月段階で11件の合議事件の主任となり、うち1件は後述の大型著名事件である。

ウ 争点整理の方法

右陪席主任の合議では、3人又は右陪席が単独受命で、左陪席主任事件では、部長と左陪席の受命で争点整理を行うことが原則となっているが、左陪席主任事件の一部では、3人で争点整理を行うものもある。部総括は比較的

心証開示に積極的で、争点整理のスキル共有に役立っている。

エ 合議の方法，内容

合議メモは，期日進行以外に，事実認定や法律論等の当該事件の重要な点について，必要に応じ，合議メモ作成が自己目的化しないように配慮しつつ，記録を読む時間の限られている相陪席も合議に参加しやすくするために記載するようにしている。部総括は，随時，部内での議論を活発に行うように心がけている。

オ 弁護士会との協力関係

新潟県弁護士会との間で懇談会を開催し，例えば，口頭による議論を通じて争点を整理していく必要性にはほとんど異論がないものの，実際にはあまり行われていない実態があることから，その改善について協力を求めた。懇談会には，若手弁護士を中心に30名程度の参加者があった。

(3) 現在の課題

ア 新潟地裁は，民事2か部で，複数の大型著名事件（福島原発避難者国賠，原発稼働差止め，茶のしずく，水俣病関係訴訟）を処理しなければならず，かつ，医療関係訴訟や行政訴訟も相当数係属する中で，合議充実・活用の趣旨をこれら事件以外にも広く及ぼしていくことには困難がある。そこで，大型事件処理のため，平成28年度に右陪席1名の増員が実現した。部総括が大型著名事件の処理により力を入れることができるよう，単独の配てんをなくし，できるだけ大型著名事件の処理を進めることとしている。それとともに，その余の事件についても合議充実・活用の趣旨を生かしていくことが課題となっている。

イ 具体的には，棚卸しによって抽出された合議相当事件については，その多くが単独のままとなっているが，これらを合議事件とし，かつその一部については右陪席主任として合議の充実・活用を更に進めることが課題となっている。また，左陪席主任合議事件に対する右陪席の合議への関与の方法については，従前と比較して大きな変化があるということできないため，右陪

席のより積極的な合議への関与に向けて部内で議論することも課題である。

ウ 上記大型著名事件係属の影響のせいか、新潟地裁においては、係属2年を超える民事訴訟の件数の割合が全国平均より高いという状況が続いている。

この点の改善も課題となっている。

1(1)イ(ア) あまり変化・改善がみられない実情の部分の理由・原因

(1) 動機づけの不足 (①所長等の側の事情)

前記の意識改革のための発信方法によって、部総括、右陪席としては合議の充実・活用の重要性は認識し、いわば総論としては賛成するものの、各論すなわち具体的な事件処理の上では、複数の大型著名事件が係属する状況の中で目の前の事件処理に追われ、単独のまま処理されている合議相当事件をより多く付合議にするだけの動機づけを得られていない。争点整理の技術や判断の質の向上ということは理屈としては理解できるが、付合議による負担増を上回るだけの向上が実感できていないものと考えられる。ごくたまに高裁からの破棄判決に接したり、高裁裁判官との座談会での指摘などで、反省する機会も与えられているが、前者についての受け止めは様々であるし、後者については現在の方法では一般的な注意と受け止められている。自分が単独で扱った実際の事件の審理方法や判断について、より具体的に不十分な点についての批判を直接受け、あるいは、付合議とした結果得られた成果の実感がない限り、差し迫った向上心は生まれないと考えられる。

(2) 一部の右陪席の消極姿勢と部総括の組織運営の姿勢 (②裁判官側の事情)

一部の右陪席は、単独事件からの付合議について消極的である。左主任として合議とするには遠慮があるし、右主任で合議とすると合議メモの作成などの負担が増すことのほか、単独で処理することが裁判官としての誇りに結びついていることなどが理由と解される。部総括としても、複数の大型著名事件の審理をしなければならない中で、合議の充実・活用の重要性については理解しつつも、組織運営上の姿勢として、より積極的に右陪席に働きかけて合議相当事件について合議事件とするように説得するところまでには至っ

ていない。かえって右からの申し出に対し合議とすることに消極的な見解を述べることもある。

(3) 大型著名事件の係属，弁護士の姿勢（③とりまく環境・情勢）

大型著名事件の係属という情勢については繰り返し述べた。また，長期係属には訴訟代理人側の問題もあり，前記のとおり弁護士会との懇談会は設けているものの，出席する弁護士は比較的審理改善への関心が高く協力的だが，出席者は全体の人数からすると少数である。

【1(1)アについて】

- 1 福岡地裁民事部では、これまでも付合議基準の改訂、定期的な付合議の当否に関する協議の実施、裁判官の配置の見直し、部総括の配てん割合の軽減、合議開廷日の増設、合議メモの改善、新福岡プラクティスの定着などの取組を実施してきたが、この1年間は、その成果を基に、更なる発展を目指し、主に以下のような取組を実施してきた。
 - (1) 合議体による審理の充実を図り、右陪席の合議への合理的な関与の在り方を検討するため、部総括、右陪席及び左陪席裁判官が、これらの階層別にそれぞれ意見交換し、また、全裁判官が部・階層を超えて3グループに分かれてそれぞれ意見交換した。また、弁護士会に対し、審理に関する問題点に関してアンケート調査を実施した。これらの意見をそれぞれ集約して裁判官全員で確認し合い、認識を共有して、審理運営の改善、裁判の質の向上に繋げた。
 - (2) 審理期間の短縮化、争点整理の合理化を図るため、弁護士と意見交換しながら、①早期事案説明期日（審理の初期に実施する集中的な口頭協議のための期日）及び②集中争点整理期日（審理の中期以降に実施する集中的な口頭協議のための期日）の運用を開始し、口頭協議による審理を活性化させた。
 - (3) 平成27年12月から、若手・中堅裁判官を中心に、弁護士との早朝勉強会（8時半から1時間）を開始し、争点整理の在り方、当事者から見た審理運営等について忌憚のない意見交換を始めた。
 - (4) 書記官に裁判官主導の委員会にも参加してもらうこととし、裁判官と書記官が真に協働して、在るべき裁判の実現に取り組む態勢を構築した。
 - (5) 平成28年4月から、調停に付する建築関係訴訟事件を第6民事部に集中させ、付調停を活用した運用を開始し、同年6月からは、第1民事部を行政事件集中部とすることとし、審理運営に対するノウハウを蓄積するとともに、迅速で質の高い審理・判断を目指すことにした。
- 2 これらの取組により、大多数の裁判官に部全体で事件を処理するといった意識

の変化が生まれ、合議の充実がもたらされ、合議にふさわしい事件が合議事件とされ、右陪席が積極的に合議に参加し、裁判官が単独事件を抱え込んで一人で悩むといった姿は激減し、裁判官が書記官事務の整理に理解を示すようになった。これは、以下のとおり、長期未済事件の減少、裁判の質の向上等に繋がった。

	平成25年10月	26年10月	27年10月
①合議事件	459件（16.9%）	489件（18.1%）	545件（20.5%）
②係属2年以上の長期未済事件	261件（9.6%）	255件（9.4%）	223件（8.4%）

なお、裁判の質を定量的に図ることは難しいが、和解率、審理期間、控訴率、控訴審における維持率などを指標として分析すること、高裁の裁判官や弁護士との意見交換を行うなどして、高裁から見た感想や当事者の満足度を知ることが有用であり、現在これらを分析している。

3 課題

(1) 合議の充実等

合議の充実、争点整理の合理化、審理期間の短縮化などを目指して前記1記載の取組を行っているが、全裁判官に十分浸透しているとは言えない。

(2) 裁判の質の向上

残念ながら、実体法・手続法の法律知識、法的分析能力、事実認定能力が必ずしも十分でないと思われるにもかかわらず、自分で徹底的に調査することを怠り、自分の考え（感覚）で判断している事例が見受けられる。また、不必要に弁論準備期日を重ねる、争点整理が不十分、期日の間隔が必要以上に長い、安易に和解期日を重ねるなどの事例もあり、判決についても、新様式判決の趣旨・在り方を十分理解していないと思われるものも見受けられる。

裁判の質を確保するためには、裁判官が、広い視野を持ち、自ら考えて事案の本質を深く洞察する力、国民が真に求めているものを的確に把握する力を備えることが重要で、部全体として事件処理に関わるという考えの下、部を活性化し、合議体による充実した合議が行われ、かつ、書記官等との十全な連携が

行われることが不可欠である。そのためには、これまで以上に、部、本庁及び支部を超えて広く意見交換する機会を設け、在るべき裁判の姿、真の協働の在り方について認識を共有し、意識改革を更に図っていくことが必要である。

(3) 書記官との協働の実質化

部の機能の活性化の取組が、未だ十分に書記官室を取り込んだものとはなっていない。部の機能強化は、書記官事務の整理と表裏一体の関係にあり、①「合議の充実」とともに、②「書記官との協働の実質化」が不可欠であるが、このような認識は、裁判官及び書記官において、未だ十分に共有できていない。これまでの取組により、①の点においてはある程度進展することができたが、②の点では、未だ不十分と言わざるを得ない。

裁判官と書記官との間にはギャップの問題があるが、意識的な解消努力を続けなければ、この問題は深まるばかりであり、意識改革をするには、所長を始め、幹部職員が、裁判官及び書記官に対し、地道に粘り強く、働きかけを継続していくことが必要である。

【イ(ア)について】

1 所長側の事情

(1) 所長の間でも、所長は裁判事項に関係することは一切発言できないと割り切ってしまう意見もある。しかし、裁判官の議論に参加したり、事件記録を検討すると、様々な問題点があることに気づくことが多い。所長としては、裁判事項に関わる問題であることには配慮しながらも、疑問点を素直に裁判官に投げかけ、議論し、意見を述べ、先輩裁判官として指導していくことが、重要な役割といえよう。そのためには、日頃から忌憚なく意見を述べ合える信頼関係を築いておくことが重要で、在るべき裁判の姿を一緒に探求するという熱意を伝えることが肝要である。

(2) また、限られた人材を適材適所に配置することを怠ることも原因として挙げられる。当該部署の自助努力に期待しても限界がある。所長は、日頃から各部署の実情を的確に把握し、裁判官の心情に配慮しながら、事務分配の変更や裁

判官の配置換えを検討し、少なくとも異動期には、優先的に有能な人材を事件処理が停滞している部署に配置するなどして、積極的に滞留を解消するよう努力しなければならない。

2 裁判官側の事情

- (1) 自己の事件処理に汲々とし、部全体で事件処理する意識に乏しい者もあり、右陪席は、やる気、能力、経験、繁忙度等により、合議事件に対する関与度が異なっている。部総括の中にも、部や庁という組織全体の運営、職員の指導等に対する関心が薄いと思われる者もいないではない。裁判官のメンタリティーの差は、取組に対する大きな隘路となっている。
- (2) 審理の迅速化に対する意識が低い裁判官、本当に必要か疑問が持たれる弁論準備期日や和解期日を重ねた事例も見受けられる。利用者である国民の意識から乖離していないか、常に配慮する必要がある。
- (3) 裁判官には、書記官事務の整理の趣旨を十分理解し、部の機能強化と連携して、民事裁判の在るべき姿を探究しようとする姿勢が重要であるが、これらのメンタリティーは、裁判官によって大きく異なる。合議の充実により、陪席裁判官の資質等を把握しやすい状況にあり、部総括の指導力が問われることになる。
- (4) 取組や工夫は、これを更に発展させ、伝承していく努力を継続しなければならない。部や庁、管轄を超えて裁判官や書記官が意見交換し、異動してきた者に引き継ぐ努力を怠ってはならない。

3 両者を取り巻く環境・情勢等の事情

- (1) 立法や行政の対応がされないうちに、紛争等がいきなり裁判所に持ち込まれるため、紛争自体が複雑困難化、専門家、高度化しており、裁判所に対する期待が大いに高まると同時に、裁判所に対する見方が厳しくなっている。このような環境の変化は、求められる裁判の質について、ハードルが高くなる要因となっている。
- (2) 弁護士の数が増加していく中、これまで議論し、培ってきた争点整理の在り

方等について十分理解していない，当事者本人と信頼関係を十分築くことができていない，法律構成することなく，依頼者から言われるままに主張を繰り返す，裁判所からの和解案を本人に積極的に説得しようとししないなどの事例が見受けられる。

(津地家裁)

1 当庁は、本庁刑事部が1箇所2合議体（6人）、四日市支部が刑事1合議体、ほかに小規模支部で刑事事件を兼務する単独裁判官が伊勢支部、熊野支部に各1人という体制であるが、昨年6月頃の時点では、同月開催の長官所長会合で議論された課題等について強い問題意識を有している刑事裁判官は、本庁部総括以外には見当たらない状況であった。その背景には、①裁判員裁判の大部分が大過なく終局していること、②裁判員経験者のアンケートも大半が肯定的な評価であること、③当事者から厳しい批判がされるのは稀であること、④本庁以外の裁判官は裁判員裁判を担当しておらず、刑事事件以外に兼務している仕事のウエイトが大きいことなどがある。このため、個々の事件における事前準備や反省会で当事者に働き掛けをすることはあっても、裁判所全体で裁判員制度や刑事事件全体に関する課題を検討するという意識は薄れており、一審強や裁判員制度に関する法曹三者の意見交換会も熱気に欠けるものとなっていた。

2 しかし、当庁での裁判員制度の運営やその他刑事事件の処理を見ると、前記会合で指摘された課題（否認事件における争点整理の在り方、公判廷での確かな心証がとれるための審理の在り方、公判前整理手続の長期化等）だけでなく、以前からの課題（人証化の推進、自白事件における裁判官と裁判員の実質的協働の実現に向けた量刑評議）も未解決のままであった。これら課題への対応としては、当庁の実情からすると、裁判官同士で率直かつ活発な意見交換を行うことを厭わない態勢の確立が先決と考え、その枠組み作りから着手した。部総括は、その余の刑事裁判官の低調な問題意識等から事態を打開できずにいたため、所長が全裁判官に繰り返し強いメッセージを発信するなどのバックアップを約束し、少しずつ動き出してもらった。

(1) まず取り掛かったのは、司法研修所での刑事実務研究会、特別研究会、ブロック協議会（以下「研究会等」という。）の機会をとらえて、それぞれの課題（犯罪被害者への配慮、難解概念・行為責任主義・直接証拠による事実認定と評議の実質化、直接証拠型・間接事実型・責任能力が問題になる事例における

争点整理の在り方、裁判員裁判の審理の在り方と非対象事件の審理への影響、刑の一部執行猶予等）について、管内の全刑事裁判官による事前検討会及び結果還元をしっかりと行うという取組である。従前は、研究会等に対する準備は出席予定者任せの傾向があり、事後報告も、本庁において民事、家裁、簡裁の裁判官もいる昼食会等の場で短時間行うだけであったため、中堅以下の刑事裁判官の多くが他人事のように聞き流しているように思え、質問や意見交換もほとんどなく、全庁的な課題と受け止めているとの雰囲気はなかった（支部への結果還元は当然不十分。）。新たな事前検討会は、テーマにもよるが3ないし5時間程度の時間をかけ、支部裁判官は電話会議システムで参加した。事後報告会は、研究会等に近接した時期に十分な時間を取り、結果概要の説明後に意見交換を行っており、十分な事前検討会を経ているため活発な議論がされている。当庁では、最近になって、年5回の全裁判官による裁判官会議や事務打合せの機会に全1日をかけて様々な課題についての情報提供、意見交換をすることとしたため、事後報告会はこの機会に行い、刑事裁判官が中心になって議論をし、その余の裁判官はオブザーバー参加をしている（実際にも、ほとんどの裁判官が参加）。しかし、刑の一部執行猶予のように、早期に結果還元をし、集中的に意見交換をすべきと考えたテーマについては、別の機会を設けて行っている。

- (2) 次に取り掛かったのは、具体的ケースを素材にした意見交換である。当職は、部総括に模擬評議の実施を強く指示した。これは、当職自身が前任庁で量刑評議をテーマにした模擬評議を経験し、①検察官や弁護士に量刑の基本的考え方が評議でどのように実現されているかを示し、それを踏まえた主張・立証や争点整理が必要であるとのメッセージを伝える上で極めて有効であり、②自らの評議運営を法曹三者に見てもらい、それぞれの立場から参考意見をもらうことにより、多少自己満足に陥っていた評議の運営を客観的に見直すきっかけになったからである。当庁では今年2月に全1日の日程で模擬評議を実施し、後日傍聴に参加した法曹三者による意見交換会を行った。傍聴や意見交換会に

は多数の弁護士，検察官，他庁の裁判官等も出席し，活発な議論が交わされた。また，別の機会に岐阜地裁で開催された模擬評議にも本庁の刑事裁判官 5 人が傍聴に参加し，後日当庁で熱心に意見交換を行った。さらに，4 月下旬に開催される名古屋地裁での模擬評議にも当庁の刑事裁判官は傍聴参加の予定でいる。これらを体験した裁判官らは，自白事件の量刑評議であっても，様々な問題が残されていることを再確認し，具体的事件を素材にした意見交換の重要性を改めて実感したとのことである。

- (3) 最後の取組は，自ら担当した具体的事件を素材にした自己批判と他の裁判官との意見交換による検証である。この点については，ナイーブな感性の裁判官が中堅層に多く，ハードルは高かったが，上記(1)(2)のような経験を積み重ねたこともあって，今年の 5 月以降，裁判員裁判の具体的事件を取り上げてケース研究を行い，それ以降も数か月に 1 回の割合で定期的実施することになった（支部裁判官については，電話会議システムを活用）。
 - (4) 法曹三者全体の活発な意見交換は，いまだ緒に就いたばかりであるが，上記(2)の模擬評議の際の意見交換が非常に活発であったことに照らし，裁判所が提示するテーマと参加を強く促す働き掛け次第と感じている。
- 3 当庁において変化・改善が見られない課題は，次のとおりである。
- (1) 裁判官同士の意見交換によって，目に見える成果がはっきりとは出ていない。人証化の進展は明らかであるが，その余の課題については議論をしたことによる充実感や課題を考えるヒントが得られたなどの成果に止まっている。この点は，具体的事件を踏まえた裁判官同士の議論による検証の動き出しが遅かったことも影響している。今後は，上記 2(3)のケース研究の積み重ねにより，隘路と対策も意識した議論を進め，実践，検証につなげる努力を続ける必要がある。
 - (2) また，個々の事件としてはやむを得ないと思われても，中長期的な視点から見ていくべき課題について，十分な問題意識や検討の機運が高まっていない。例えばその一つに，在るべき期間という視点がある。裁判員の負担を考慮した

職務従事期間、公判前整理手続の長期化という課題である。これらは、担当裁判官や当事者には切迫した危機意識をもち難いという点で共通の問題がある。

これら課題に関しては、所長として、全国的な統計と個々の事件との偏差も参考にした上で、担当裁判官に問題意識をもたせ、上記2(3)(4)の取組の中で具体的事件ごとに実証的な検討を行い、検察庁や弁護士会と認識を共有するようにもっていくべきであろう。

- 4 最近の施策等の実施によっても顕著な変化・改善が見られない実情についての理由・原因としては、①まず、司法行政側は、現在の課題の重要性を現場の裁判官に腑に落ちるように伝えきれていない。単に文字情報として資料を配付するだけでは足りず、様々なレベルで双方向あるいは多角的な意見交換をさせ、本音を語らせる必要がある。この点は、現場に最も近い所長に多くの工夫が求められており、そのための具体的な参考情報を事務総局や高裁に提供してほしいところであるが、いずれについても不十分な面があったと感じている。所長は全部の裁判分野に通暁しているわけではなく、特に中小規模庁の場合は部総括が高い感度をもって自発的に動くとは限らないのであるから、全国どこの裁判所においても所長が現場の裁判官に自らの言葉で課題について説得力をもって語り、議論の場を設定できるようにするには、事務総局や高裁のサポートが重要と思われる。②刑事裁判官の問題としては、特に中堅層において、偶々刑事を担当しているだけで将来の専門は分からないとの考えをもっていたり、地裁刑事以外の分野での勤務が長く、裁判官同士の活発な議論という文化を経験していなかったりすると、最近の施策等への取組が消極的になりがちである。③最後に、司法行政や刑事裁判官の両者を取り巻く環境・情勢等としては、上記1で指摘したように、外からの批判がほとんどなく、刑事裁判官自身が課題に気付きづらいということが大きい。また、中小規模庁では、裁判所内で刑事裁判官を取り巻く環境・情勢として、刑事以外の担当裁判官の存在・影響も大きい。すなわち、民事や家裁の裁判官が事件処理で忙しそうにしており、かつ、具体的事例に基づいた裁判官同士の議論に消極的な場合、意識の高い一部の刑事裁判官だけでは容易には動き出せな

い。所長の強力なサポートと共に、民事や家裁についても、具体的ケースを踏まえた辛口の意見を伴った裁判官同士の議論の文化を全庁的に醸成する必要がある。当庁において、研究会等の事後報告会を管内の全裁判官が集まる裁判官会議等の機会に十分な時間をかけて行っているのは、自らの担当分野以外の課題や取組状況についても認識を共有する機会を設ける必要があると感じたからである。

1 はじめに

公判前整理手続において真の争点が的確に整理されれば、その後の手続は円滑に流れ、法廷で心証の取れる審理、充実した評議、簡潔明瞭な判決書が実現されるはずである。あるべき裁判員裁判を実現するためには、公判前整理手続の充実が不可欠である。そこで、公判前整理手続を中心に検討することとする。

2 公判前整理手続の実情及び課題

(1) 昨年の長官所長会同でも指摘されたが、公判前整理手続の実情としては、①長期化と②不十分な争点整理、という2つの課題がある。

(2) 長期化について

長期化の原因には、当事者側の対応、事案の複雑困難性、50条鑑定の実施など様々なものが考えられるが、裁判官側の事情として、個々の期日における獲得目標が不明確で、当事者との間で実質的な議論をすることなく、書面の交換と若干の確認しかしないため、整理が進んでいないという面があるように思われる。また、多くの裁判官は公判審理を波乱なく進めたいとの思いが強く、公判審理の予定をかつちり固めようとしがちである。それも長期化の一因になっているように思われる。

(3) 不十分な争点整理について

自白事件では量刑の分かれ目になるような事実、否認事件では立証責任を負う検察官が立証の核と考える事実について、実質的な議論をしなければ、真の争点をあぶり出すことはできないはずである。しかし、そのような議論が十分にされていないのではなかろうか。多くの裁判官は、立証の機微に触れる点、例えば間接事実の推認力や、決定的証拠の信用性に関する補助事実などに踏み込んで議論することに躊躇を感じていることが、その一因になっているように思われる。

このような不十分な争点整理の結果、公判で心証の取れる審理が実現されていないように思われる。この3年間の全国の裁判員アンケート結果を見ると、

審理内容が分かりやすかったという人は66%前後（自白と否認を合わせた全体）に留まっている一方で、裁判官の説明が分かりやすかったという人は約90%（上記と同じ）と高い水準を維持している。この数字は、審理が分かりにくいため心証を取れずに評議に臨み、裁判官の説明を聞いて初めて心証の取れた裁判員が少なくないことを意味しているのではなかろうか。

- (4) 上記課題は、この数年、指摘され続けてきたが、改善されていない。その一因には裁判官の意識の問題があるように思われる。多くの裁判官は、公判審理が概ね順調に運用され、参加した裁判員の大半が積極的な評価をしてくれているのだから、争点整理はそれなりにできており、公判前整理手続が多少長くなってもやむを得ない、との意識があるのではなかろうか。導入当初の熱気が早くも薄れつつあり、裁判官の改善意欲は減退しつつあるように思われる。最近、その思いを強くする出来事があった。高松高裁管内では平成27年度に高裁と管内各庁をテレビ会議システムで結んだ事例研究会を4回開催した。しかし、平成28年度は、否認事件や50条鑑定が問題となるような適切な事例がなく、自白事件を取り上げて実施することには裁判官が消極的であったことから、開催を2回に減らすことになったというのである。自白事件でも、①量刑の分かれ目について共通の認識が形成できたのか、②尋問が的確に行われたのか、③充実した評議ができたのかなど、検討すべきことはいくらでもあるはずであるが、裁判官の積極的な姿勢は見られない。

3 上記課題に対する方策

- (1) 裁判官、とりわけ裁判長である部総括裁判官の問題意識を涵養し、改善への意欲を持たせるためには、終局した事件の事例検討が有効である。生の事例を素材にして率直な意見交換をすることは刺激的であり、意識改革を促すことになると思われる。1か部しかない庁の場合は、高松高裁管内のようにテレビ会議システムを利用して隣接庁と合同実施することになるだろう。昨年の長官所長会同でもこのような事例研究の有効性が指摘され、各庁での実践例が紹介された。しかし、事例研究の成果が十分上がっているようには思われない。原因として

は、事例研究がイベント化してしまい、そのような会合を開催していることだけで満足してしまっている面があるのではなかろうか。せっかくの機会を無駄にしないように記録検討等の事前準備を入念に行うとともに、あらかじめ参加庁の問題意識を交換し合ってテーマを絞り込むことによって、率直かつ効果的な意見交換が可能になろう。現に高松高裁管内の事例研究では、司会役の高裁の部総括裁判官が各庁の問題意識を集約した上でテーマを設定しており、かみ合った議論を実現している。公判前整理手続に特化した事例研究も効果的と思われる。

所長には、自庁の裁判官はもとより高裁にも働きかけるなどして事例研究の充実に努めることが期待されよう。

- (2) 他庁の事件だけでなく、自らが関与した事件を批判的に検討することも裁判官の問題意識の涵養に役立つはずである。横浜地裁で勤務していた際に、各部ごとに過去1年ほどの間に終局した自白事件の棚卸しを行い、人証化ができなかった事件はどこに隘路があったのかを検証したところ、人証化が進展したことを経験している。同様に各事件の公判前整理手続の問題点を検討することも有効と思われる。

このような取組を知らない裁判官に情報提供をして実施を促すことも所長の役割の一つといえよう。

- (3) 公判前整理手続の課題を克服するためには、当事者の協力を得ることも必要不可欠である。そのためには、全事件について終局後に当事者と反省会・検討会を実施し、当事者と問題意識の共有を図ることが有効である。この点も昨年の長官所長会同で指摘されたところである。ただ、確定を待って事件当事者以外の法曹関係者を入れて行うとすると、なかなか突っ込んだ議論ができないのではなかろうか。記憶が新鮮なうちが効果的であるから、終局直後に、本音が出るよう他の傍聴を認めずに実施することが望ましい。

また、当事者の理解を得るという観点から、模擬評議を実施し、量刑評議の実際を知ってもらっておくことも、公判前整理手続における議論の実質化に有

効であろう。

このような取組が実施できていない場合には、所長が検事正や弁護士会長に働きかけて実現を後押しすることが期待される。

- (4) 前述したように長期化には様々な要因があるが、裁判員法50条による精神鑑定を実施した事件の中には、鑑定人の選定に時間を要したものが少なくない。鑑定人を早期に確保するための制度を整備する必要があるだろう。ただ、小規模な庁ではこのような制度を自前で整備することは困難であり、高裁単位のネットワークを作ることが期待される。その際には、最高裁のバックアップも必要となろう。

1 昨年からの施策や取組の実情と課題 ((1)ア)

(1) 後見監督事件

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED] これに関

しては、支部への定着が最も大きな課題である。

(2) 家事調停事件

当庁では、今般、家事調停委員向けに「調停ハンドブック」を作成し、その中で、調停手続の各段階における書記官・調査官それぞれの具体的な役割、職務、機能を整理した。ハンドブック作成作業を通じて、調査官の具体的な事務内容（各調査命令の趣旨、活用場面、目的、関与内容、効果のほか、手続選別や調停委員による調査官相談の根拠が裁判官からの命令補佐であることなど）を初めて正確に認識したという書記官が多かった。この点は、一部の裁判官も同様であった。

困難化する家事調停事件を適切に運営し、解決に結びつけるためには、評議の充実のほか、各職種が連携したチームとなって、オール家裁で対応することが必要であるところ、各職種が、他職種の職務の内容・根拠に意識を向けたこと自体は成果であるが、関係職種がそれぞれの役割を十分理解して連携し、これによって調停を充実させていく上では、そのスタートラインに立ったばかりであるというべきである。今後、各職種が調停ハンドブックを具体的事件の中で活用し、裁判官を中心としたチームとしての調停運営を目指すことが課題となる。

(3) 人事訴訟事件

当庁では、本庁のほか9支部1出張所で人事訴訟事件を扱っており、ここ数

年新受件数に著変はないが、未済件数はやや増加傾向にある。2年を超える未済件数は本年2月末時点で未済件数全体の約5.5%である。未済件数や審理期間は担当裁判官によってばらつきがある。昨年度は全庁的な対応策を実施しなかったが、新受及び未済件数の増加が顕著な支部においては、担当裁判官を1名から2名に変更する事務分配上の措置を取った。なお、人事訴訟における調査官の関与は、必要な事案に行っているが、特に積極的な活用まで意識した運用はされていない。参与員の関与はほとんどないのが実情である。ほとんどの裁判体で事件処理が滞ってはいないが、人訴事件の家裁移管のメリットを発揮させるのが今後の課題である。

2 改善すべき実情の原因等（イア）

家庭裁判所において、紛争解決機能や事件処理機能を全体として高めるに当たって、通底する問題として、次の4点を考えている。

（1）施策等の支部への浸透

[Redacted text block]

事務

打合せに参加する支部職員との間では、施策の必要性や目的、趣旨を掘り下げて意見交換し、高裁主催の事務打合せにも支部職員を参加させていたが、これが現場の末端まで伝わることの難しさを感じた。支部ごとにこれまで重ねられてきた事務処理態勢がある中での新たな取組であることが要因の一つであるともいえるが、本庁側の発信方法の更なる工夫も必要であろう。今後は、定着に向けた検証作業を継続することはもとより、所長が施策定着に向けた支部長のリーダーシップを支援するべく情報提供や実情把握を適切に行うこと、部総括裁判官と支部担当裁判官、首席書記官と庶務課長、主任書記官・調査官相互がそれぞれ密接に連携を行うこと等、多数のチャンネルで施策の心と定着に向け

た熱意を伝えることが重要になる。

(2) 家事部の機能強化と部総括(上席)の役割

当庁(本庁)家事部は、裁判官4名、書記官・家裁調査官等の職員55名を擁する大規模部である。しかし、部としての機能はどうかという点、調停・審判、後見、財産管理、人訴等とそれぞれ別々の手続を行う係の集合体であり、部の機能が果たしているか疑問である。書記職、調査職はそれぞれ首次席のもと組織立っているが、部全体を統括すべき部総括裁判官がその役割を果たし切れていないのが現状である。合議事件を扱うことがまずない家事部においては、部総括が中心になって裁判官相互に意見交換をすることが紛争解決機能を高める上で重要であるし、部の機能を高めるためには、部総括が施策等の趣旨を十分に理解し、書記職や調査職の実情を把握した上で首次席や各主任とともに部の運営を行うことが必要である。さらに支部への施策の浸透や支部裁判官の支援にも、所長の補佐として部の機能強化が大きな役割を果たす。上記現状の要因は、当庁においては部総括裁判官側の問題であるというより、所長側において、部総括裁判官には一裁判官として自己の事件処理に注力することを求めてきて、組織運営能力を発揮させようとする仕組みを作ってきていなかったことに原因があると認識している。具体的には次のような実情が上げられる。当職着任時に、部総括には遺産分割等の長期未済事件に注力させ、全国的な取組を行っている後見事件を担当させていなかった。また、部総括には部の運営に必要な係ごとの実情と課題や職員等の情報を十分に与えず、部総括から所長宛の定例報告もされていなかった。このため定例報告を始めたものの、自己の担当事務以外は実情や課題の把握が浅薄であった。事務局の幹部職員と同席するミーティングもなかった。こうした実情認識を幹部職員と共有し、昨年度に、事務分配

や部総括との情報共有の在り方などを改めて、部総括の組織運営能力を引き出す仕組みの構築に着手したところである。また、所長においては、定例報告を契機に、家事部の部総括の在り方について意見交換し、部総括の組織運営に期待する旨のメッセージを送るとともに、部内意見調整等さまざまな課題を与えつつ、成長を促しているところである。

(3) 家庭裁判所に与えられたリソースの十分な活用

家庭裁判所には、裁判官、書記官、事務官、家裁調査官等の常勤職員がおり、非常勤職員として調停委員、参与員がいる。そのほか補導委託先など協力団体や個人もいる。こういったリソース（人的資源）について、その役割を十分に発揮させるような態勢が組織的に十分な検討を経て構築できているのか、また、個々の事件処理や個別の課題解消に向けて効果的な運用がされ、有効活用されているのか、が問われている。

裁判官、書記官、家裁調査官の関係では、前述の調停ハンドブックの作成過程で判明したように、現場ではチームとしての解決力向上の前提となる役割・機能の相互理解の緒についたばかりであり、少年部を含め、まずは職種間連携の前提となる情報、認識の共有をどのように図っていくかが課題となる。書記官事務の整理については、これまで地裁において活発な取組がされてきたが、家裁においては、これを書記官事務の問題とするだけでなく、より良い司法サービスを提供するための「裁判所事務の整理」と捉え、すべての職種が一丸となって取り組むことを意識すべきであり、事務総局におかれても、発信にあたってはこのような観点からのご配慮をお願いしたい。

そのほか、参与員や補導委託先の活用について裁判官に必要性や有用性の認識が不十分なところも見受けられ、有用性についての事例を紹介するなどしながら働きかけを継続することが必要である。

(4) 家庭裁判所に対する社会のイメージと紛争解決機能の調和

家事法が施行されて3年以上経過しているが、社会の家裁に対するイメージは、法的知識のない市民に対して懇切丁寧な説明をし、何でもサポートし

てくれて、当事者の心情にも配慮してくれるという面が強く、利用者の自己責任を基本にした紛争解決機関であるという認識が必ずしも行き渡っていないように思われる。このような家裁を取り巻く環境が当事者のみならず裁判官や職員にも影響を与え、判決手続等による解決を長引かせる要因になっている部分もうかがえる。

1 事件処理の実情の変化・改善及び現在の課題（論点事項 1(1)ア）

(1) 調停事件

家事調停については、昨年の会同の前後を通じ、評議の充実を中心とした裁判官の積極関与の定着に向けた取組を継続してきた。昨年は、管内協議会を2回開催し、事件類型ごと・手続段階ごとに裁判官関与の在り方を確認してこれを裁判官、書記官及び家裁調査官の3職種間で共有し、実施状況を検証した。並行して、本庁では、年8回の調停委員の自主研修を行い、調停委員と3職種の役割分担、評議の在り方（評議を求めるタイミング、内容等）についての共通認識の形成に努めた。その結果、多くの調停委員が、当事者から十分な事情聴取をした上、適切なタイミングに必要な事項について裁判官との対面評議や家裁調査官の関与を求め、また、調停経過メモに聴取事実を適切に記載するようになり、それに応えて裁判官から次回期日の進行方針が詳細に示されるなど、書面評議の充実にもつながった。この研修は、3職種が共同で準備、実施するため、それを通じて3職種間の役割分担に関する理解が一層深まる効果もあった。因果関係は明らかでないが、この研修を始めた後の平成25年以降、調停成立率が上昇し、不成立率は低下した。調停段階での調停委員による十分な事情聴取、裁判官の積極関与、家裁調査官の調査の活用は、調停不成立の場合にも、審判、人訴での争点整理、証拠調べの先取りとなり、審理の円滑に結びついている。家裁本務の裁判官が配置された大規模支部でも、本庁と共通の問題意識の下、昨年から同様の手法による調停委員研修を導入した。

しかし、裁判官1人支部では、人的態勢の制約等から本庁と同様の研修を行うことが困難であり、3職種が工夫して部分的に本庁の手法を取り入れた研修を行っているものの、今後、これらの支部を含めた庁全体で調停委員のスキルアップの取組を定着させ、継続性のあるものにすることが課題である。

本庁でも、昨年、調停事件の新受が増加し、進行が定型的な養育費、婚姻費用分担請求事件を含めて審理の長期化や未済の増加が見られ、長期未済化しつ

つある遺産分割事件もあるなど、事件全体の進行管理が求められており、書面評議の活用の程度や審判書における理由説示の説得力にも、裁判官ごとにばらつきがある。調停委員による非開示希望情報の漏洩も、事務処理要領の策定や研修の実施にかかわらず、根絶に至っておらず、効果的な方策の見直しが喫緊の課題である。

(2) 後見関係事件

昨年1月以降新監督区分への移行が円滑に進み、今年1月からの自主申告方式による報告もほぼ順調に行われている。

(3) 訴訟事件

人訴等の訴訟事件は、3人の裁判官が単独で審理し、当面事件数も落ち着いていることから、現時点で更なる運営改善に向けた庁としての取組の動きはない。

2 変化・改善が見られない実情の部分の理由・原因（論点事項1(1)イ(ア)）

(1) 事務総局、高裁、所長側の事情

家事調停の運営改善や後見等監督の在り方に関する取組が進むには、その基礎を成す考え方や具体的な運用結果についての関係職種の理解と納得が不可欠であり、それを欠いたまま事務処理要領等を定めても、実践が伴わないことになりがちである。上級庁からは、家事調停について、裁判官が重点的に関与すべき場面が「マトリックス」で具体的に示され、

本庁と支部、担当者の交代という垣根を超えた取組の定着には、所長としても、事務処理要領の策定だけでなく、その趣旨・目的と具体的な適用結果の双方のレベルで担当者の認識が共有される研修等を企画することが求められる。

運営改善の取組に当たっては、その検討を進めるスケジュールについて、庁全体が認識を共有する必要がある、それを欠くと、運用を統一すべき事項について本庁と支部で別個に検討が進むことになって非効率である上、整合性を欠く事務処理要領がそれぞれに作成されて、調整が困難になることがある。また、当面の事件数や人員を前提にすれば対応可能であるとの理由で、確実に予想される将来の事件増に対する危機意識が希薄となり、新たな取組の検討が進まないこともある。所長としては、本庁と支部の運営改善の取組を調整し、将来の事件増等を見据えた対策の必要性を説いて、庁全体の取組の方針を示す必要がある。

(2) 裁判官側の事情

ア 家裁では原則として事件処理が単独体で行われて合議体審理が利用されず、審判事項の判断が裁量に委ねられているという理解からか、裁判官が互いに個別事件の処理について議論し、それを通じて成長する機会が少なく、部（庁）の事件を共同で処理するという意識も育ちにくいと感じる。新受事件や長期未済事件が増えた場合にも、裁判官全員で危機感を共有して対応に乗り出す動きが鈍く、事件が滞留する素地となり得る。全裁判官が部（庁）全

体の事件動向に関心を持ち、未済事件の定期的な「棚卸し」をして処理方針を協議し、互いに（時には部（庁）の垣根を超えて）事件処理に関する情報交換をすることが必要である。

イ 裁判官は、関係職種のリーダーとして事件を適正迅速に処理する最終責任を負っており、担当事件の全体像と個別事件の進捗状況を把握し、進行が停滞している事件については、自ら乗り出して当事者を説得したり、他の職種に処理方針を示したりしなければならない。しかし、家裁の事件は、多様であり、財産管理事件や少年在宅事件のように裁判官がその関与が求められる手続上のイベントが起こるまで自分の担当であることを十分意識しないものもある。運営改善の取組が進んできた調停事件も、裁判官が進行の把握を怠ると、期日間隔が開き、期日回数も増えて、長期化し得る。先般家事にもミントスが導入され、裁判官が担当事件の状況を日常的に把握できるようになったが、裁判官ごとの事件統計等の情報も活用して、担当事件の全体に目配りをしながら処理に当たる意識を持つ必要がある。

ウ 裁判官には、率先して運営改善に取り組む役割も求められる。家裁では関係職種から成る委員会等で各種方策を検討することが多いが、原案の作成が書記官や家裁調査官任せになり、それが裁判官の十分な検討を経ずに成案となり、実際に機能しないものになることがある。運営改善の取組のマニュアル化、自己目的化を防ぐには、核となる裁判官が結果の取りまとめに最終責任を負う意識を持つことが必要である。

エ アないしウで求められるような裁判官の意識が部（庁）内に醸成されるには、部総括（上席）裁判官が率先して全体の事件処理や運営改善に取り組む姿勢を示すことが不可欠であるが、これらの裁判官が担当事件の処理に集中して取組に積極的でない場合がある。所長としては、これらの裁判官の事件負担等にも目配りしながら、積極的な取組に対する動機付けをしていく必要がある。

(3) 両者を取り巻く環境・情勢等

支部では、調停委員の給源に限られる上に、事件担当や研修参加の機会も少なく、それらを通じたスキルアップが難しい。弁護士の中には、家事調停の運営改善や審判，人訴を通じた紛争解決機能強化の狙いを理解せず，早期の調停不成立と審判，人訴への移行を求め，調停段階での家裁調査官の調査や遺産分割，遺留分減殺請求事件等での争点整理に協力的でない者もいる。後見関係事件については，今後専門職後見人の給源不足が懸念され，市民後見人の育成も進んでおらず，一部金融機関に預金者本人の同意がない限り取引履歴の調査嘱託に応じないものがあるなど，家裁の役割や施策の社会的重要性が関係機関に十分理解されていない部分もある。

(イ) そのような理由・原因の中に、民事・刑事・家裁といった各分野に共通するものがあるか。とりわけ、裁判官側の事情（②）において、共通するというべきものがあるか。

(広島地裁)

- 1 民事事件関係では、部の機能の活性化に向けた取組が続けられ、その意義、目的は部総括裁判官を中心として多くの裁判官に浸透してきてはいるものの、部全体での事件処理という発想は、必ずしも裁判官の間で共有できているわけではなく、庁全体の取組にまで進展してはいない。争点整理の充実強化についても、体験した具体例を素材として、裁判官同士が建設的な批判を重ね、それを実務に生かすことが必要であると考えられるが、裁判官は、そのような議論の実施に二の足を踏んでいるように見受けられる。

刑事事件関係では、評議を見据えた、分かりやすい公判中心の審理を行うという理念自体は裁判官の間で共有され、具体例を素材とした裁判官同士の議論も行われているが、議論の結果が裁判官の間で共有されているとは必ずしもいえず、問題の原因を外部に求め、裁判官側の問題については突き詰めた検討が行われない傾向もあって、実務に生かし切れてもいない。

[REDACTED]

このように、取組の理念、意義、目的については共有できるものの、具体的な取組になると意識の違いが表れ、部あるいは庁全体の取組に発展しにくい理由、原因としては、民事、刑事、家裁に固有の問題もあり、また、個々の裁判官の個性や力量等の問題もあるだろうが、これらを捨象して裁判官を集団として見た場合、次のような共通の理由、原因があるのではないと思われる。

- 2 理由、原因の一つとして、裁判官のメンタリティの問題があるように思われる。

つとに指摘されていることではあるが、裁判所組織において、裁判官は、裁判に専念できる環境に置かれており、裁判以外の事務は、基本的に他職種、他部門が引き受けていることから、このような環境に長く身を置いていると、裁判だけをやればよいという感覚に陥る。さらに、裁判の独立を背景として、他の裁判官の事件処理については口を出さない、干渉しないという意識となり、そのうち関心もなくなる。逆に、自分の事件処理についてはいわゆるマイコート意識が強く働き、他の裁判官から意見されることには過敏になる。このような意識は、やがて自分の事件だけをちゃんと処理していればそれでよいという意識となり、直接自分の事件処理に関係しない事柄については、それが裁判所の組織的課題であっても無関心、あるいは人任せとなる。

このようなメンタリティのもとでは、チームとして部全体で事件を処理する、さらには、庁全体で事件を処理するという意識にはなりにくく、組織運営という観点からの発想もしにくい。逆に、自分（あるいは所属合議体）の事件処理については、マイコート意識が強く働き、判断作用とは直接かかわらない裁判事務についても、自分流で行っており、他の部係等との取扱いの違いなどは意識せず、あるいは、意識しても異なって当然と考え、利用者や裁判所の外部からどのように見えるか、という発想に乏しくなる。また、自分の事件処理に意見されることには敏感となり、他の裁判官の事件処理には口を出さないという意識があることから、自らが体験し、あるいは他の裁判官が体験した具体的事例をもとに可否を含めた建設的な批判を行うことが苦手であり、実際の議論においても、どうすればよかったという点は議論しても、なぜそれができなかったのかという点にまでは議論が及びにくいということになる。

実際には、ここまで極端な裁判官はいないと思われるが、このような裁判官のメンタリティは、強弱があるにせよ、多くの裁判官の間で共有されているのではないと思われる。右陪席への遠慮から、事件処理状況やその問題点になかなか踏み込めない部総括が見受けられることも、その現れといえよう。

3 理由、原因の二つ目として、裁判官は、自己の審理や判断を顧みて問題点を発

見し、よりよい審理、判断を目指す契機に恵まれていないという点が挙げられる。裁判官は、裁判の独立を守るためではあるが、裁判所組織の中で事務局や訟廷、書記官室等に守られており、外部からの要望、批判、苦情等が届きにくい環境に置かれている。また、判断者という立場から、批判にさらされることも少ない。裁判所内部においても、前記のとおり、他の裁判官から批判を受けることはなく、職員は裁判官を守ろうとする意識が強いため、あるいは裁判の独立に対する過度の遠慮があつて、言うべきこともなかなか言い出せないという状況になる。逆に、裁判官は、裁判所を取り巻く情勢や国民の意識の変化に気付きにくい立場にあるともいえる。このように批判に身をさらすことなく、裁判所を取り巻く情勢や国民の意識の変化に気付きにくい立場にあることから、裁判官は、社会から求められている良い裁判と、自らが考え、実践しているという良い裁判との間のギャップに気付かず、現状に対する問題意識、危機意識や改善に対する切迫感も持ちにくいといえる。また、批判に身をさらしたことがないことから、批判に対する耐性が十分備わっておらず、この点が具体例を素材として忌憚のない意見交換を行うことに躊躇する原因の一つにもなり、問題について裁判官同士で議論をした際には、原因を外部に求め、裁判官側の問題に目がいけないということにもつながっていると思われる。

- 4 しかしながら、裁判官は、自分の事件を処理していればそれでよいわけではない。司法行政面を含め、組織的課題に関心を持ち、これを裁判所全体として実施していかなければ、裁判所自体が危機に瀕することになる。裁判官のメンタリティは、裁判所組織の構造にも由来するところではあるが、意識を転換し、そこからの脱却を図っていく必要がある。

そのためには、これまでも行われてきているところではあるが、司法行政面を含む各種情報を、受け手が理解できる形で、時には情報の意味するところを説明した上で提供することにより、組織的課題にも関心を持たせるとともに、裁判所内で各種の役職・役割を担わせることによって、部、庁あるいは裁判所全体の課題、問題点に気付かせ、それを解決させるという取組を地道に続けていくことが

重要である。

また、裁判官が批判にさらされることがないことから現状に対する問題意識、危機意識や改革に対する切迫感を持ちにくいという点からすると、裁判官自らが批判に身をさらし、現状の問題点や改革の必要性を切実なものとして身をもって体得することが重要であると思われる。そのためには、具体的事例を素材として裁判官同士が、よりよい審理判断を行うためにはどうすればよいか、なぜそれが行えないのか、裁判官側の原因は何か、それを克服するためにはどうしたらよいかという観点から、建設的な批判を行い、相互啓発に努めるべきであろう。その際には、議論の結果を残して次のステップに進めるよう留意することも必要である。このような検討は、地裁、家裁内で行うだけでなく、他庁あるいは上級審の裁判官との間でも、事案等に配慮しながら行うことが効果的であると思われる。裁判官には批判に対する耐性が備わっていないとして心配する向きもあるが、裁判員裁判については、すでに同様の取組が行われている。当初は刑事部の裁判官にも躊躇する者はあったが、実際に行ってみると様々な気付きがあり、現在では、その有用性に疑問を持つ者はいないと思われる。まずは、始めてみるのが肝要であろう。

それとともに、社会の要請と裁判官の考えのギャップに気付く契機とするためにも、外部からの批判を受けることが重要である。すでに司法研修所においては、外部講師を招き、社会の変化や社会から求められている裁判がどのようなものかなどについての講演や、訴訟運営に関する検察官、弁護士との座談会、共同研究等も行われているところである。その成果を利用することはもちろん、各庁においても、例えば、検察庁、弁護士会に依頼し、それぞれの立場からみた審理等の問題点を忌憚なく語ってもらったり、書記官、調査官幹部から審理運営について思うところを指摘してもらったりすることが考えられるところである。このような取組は、裁判官やその審理運営が外部からどのように見えているかを知る機会となり、そこで得られた成果は、その後の裁判官同士での検討に生かしていくことができると思われる。

平成 2 8 年 6 月 2 3 日

高 等 裁 判 所 長 官
地 方 裁 判 所 長 会 同
家 庭 裁 判 所 長

最高裁判所長官挨拶

最高裁判所長官挨拶

この数年、水害や火山活動の活発化などの度重なる自然災害による被害に心を痛めることが多く、社会的な不安が消えない状況となっていることは年頭挨拶でも触れたところですが、今また新たに熊本を中心とする地域が強い地震に見舞われて大きな被害が生じ、長い余震もあって復旧に困難が続く事態となりました。裁判所としては、この厳しい状況にあっても、国民の権利を保護し、法の支配を実現・確保するという使命に思いを致し、一日も早く地域に日常を取り戻すという目標に向けて組織を挙げて十分な支援体制を組み、国民の信頼の上に立って実績を積み上げ、社会を支える基盤であり続けていきたいと願います。他方、より長期的には、我が国の社会や経済の国際化、少子高齢化、組織や家族の多様化といった情勢の構造的な変化に伴って、裁判所に期待される役割にも変化が見られ、司法機能に期待される「品質」の水準がますます高まっていることを感ぜずにはられません。このような状況の下で、現実には裁判所の役割を十分に果たしていくために、裁判制度とそれを支える人的、物的基盤を安定的に運用していくこ

とが必要不可欠であることは言うまでもありませんが、絶えず変化する社会経済情勢の中で、司法の本質を見失わないようにしつつ、変化に即した運用や事務の改善を柔軟に行っていく工夫も忘れてはなりません。

民事裁判は、社会経済情勢の変化や複雑化による影響が色濃く見られる分野であり、それだけに、このような情勢の変化を踏まえた裁判所の役割の在りように対する国民の意識を鋭敏に感得する必要があります。これまで、判決等において説得的で分かりやすい判断を示すことが求められるのみならず、判決等に至るプロセスにおいても納得性の高い審理運営を実現することが望まれていることについて指摘を重ねてきました。そのための具体策として、部の機能の活性化を図り、合議体による審理を充実させたり、裁判所内外での意見交換の機会を増やしたりして、多角的な視点を持った議論に裏付けられた審理運営を積み重ねることを通じて、紛争の実相を捉えた深みのある判断に至るためのプラクティスを形成していく必要があることの認識も深まりつつあるように思います。また、裁判の品質を考えるに当たって、解決までに要する期間という要素が重要な意味を持つことも度々指摘があるとおりです。争点整理手

続において、裁判官による適切な訴訟指揮の下、当事者や代理人との間で十分に議論が行われ、できる限り早期に争点に対する認識を共有していくことが、的確かつ迅速な判断を行い、ひいては当事者の納得性を高める上で重要であると考えられます。

家事事件の分野では、高齢化を背景として、成年後見関係事件が増加の一途をたどっていますが、今後も更に成年後見制度の利用促進が図られていくことが予想されます。裁判所の限られた資源をできる限り有効に生かし、外部の資源も活用しつつ、家庭裁判所が行うべき必要かつ十分な後見監督を実現するためには、裁判官が全体をよく統括し、処理方針を定めてこれを関係職種に明確に伝え、着実に実施に移していくことが重要です。また、家族の在りようが変化していく中、法規範を前提としつつ、国民の意識の変化や当事者のニーズを的確に受け止めた、充実した家事調停が行われることに対する期待もますます高まっています。家事審判や人事訴訟などの関連する諸手続との連携を視野に入れ、関係職種との合理的な役割分担や連携の在り方を検討して共通認識を形成した上で、家庭裁判所の紛争解決機能をより一層高めていくための努力を惜しまずに続ける

必要があります。

裁判員裁判は、参加される国民の高い意識と誠実な姿勢に支えられて、おおむね安定的に運営されていると言ってよいでしょう。ただ、公判前整理手続の長期化への懸念が高まっていますし、否認事件における争点及び証拠の整理の在り方など、引き続き検討すべき課題も多く残されています。制度が安定的に運営されている今こそ、具体的事案に基づいて、問題が生じる原因、あい路とそれへの対応策を実証的に検討し、その結果を実践して更に検討を加えるという地道な取組を組織的に続ける必要があります。加えて、裁判員裁判の運用については、控訴審での審理の在り方も影響するところが大きく、今後は上訴審を含めた裁判員裁判全体の運営という観点から、高等裁判所における裁判官同士の議論にも目を向けたいところです。なお、先日、ある裁判員裁判において、被告人の知人が裁判員に接触するという事態が発生しました。裁判所としては、国民の皆様が過度の負担を感じることなく、安心して参加いただけるよう、一層の工夫を加え万全を期していきたいと思えます。

裁判事務の円滑な遂行に、裁判所に対する国民からの信

頼が不可欠であることは改めて述べるまでもありませんが、昨今、社会において、法に適合しない業務等を行っていたことが明らかになり、国民の信頼が損なわれる例は一つ、二つにとどまらないことに留意を求めたいと思います。自ら行う事務が、国民の視点、裁判所の外からの視点で見ても、事実と法令を踏まえた適正なものと言えるよう、一人一人の裁判所職員が、常日頃から、事務処理の流れ全体に目を配り、いったん不適正な事務が行われた場合の影響の広がりにも想像力を持って、あるべき姿に向けた不断の努力を続けていく必要があります。特に、裁判所が扱っている情報に、プライバシーや営業秘密等にも関わる機密性の高いものが多く含まれていることを考えると、情報セキュリティの確保は、裁判所にとって極めて重要な課題です。多くの職員が意識的に取り組んでいるようにうかがわれることは心強い限りですが、重ねて、このような情報が万が一にも漏えいすることのないよう、引き続き万全の措置を講ずることを求めたいと思います。

以上述べたことに限らず、裁判事務及び組織運営の全てにわたって、裁判官こそが、その要として、裁判所に期待される役割を十分に認識し、自らの所属する部や裁判所に

限らず、裁判所全体の課題をも的確に把握し、多様な職種からなる裁判所職員と協働して個々の事件を適正迅速に処理していく役割を担っています。裁判官が、このような役割を十分に果たせる力を身に付けるよう、何よりも裁判官自身が、高い意識を持って、主体的かつ自律的に自己研さんの努力をたゆむことなく続けることが肝要であり、加えて、司法研修所においても、研修の充実強化に取り組み、裁判官の成長支援の在り方の検討を深めていくことで全体としての体制整備を図っていきたいと思います。

終わりに、先日、ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書及び裁判官会議談話を公表し、開廷場所指定の定型的な運用が裁判所法に違反するものであったことを明らかにしたところです。裁判所は、憲法的秩序を支える柱でありながら、その期待に反したことについて深い反省に立ち、このようなことを二度と繰り返さないために、具体的な方策を検討し、着実に実行していかなければなりません。また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行を受けて、本年4月から、裁判所において、障害を理由とする不当な差別的取扱いをすることなく、社会的障壁の除去のために必要かつ合理的な配慮を提供す

べきことを定めた対応要領が実施されています。この際、裁判所職員の一人一人が、人権に対する鋭敏な意識を持ち、日々の職務の遂行において、先例にとらわれることのない法令順守が堅持された事務の遂行という地道な努力を重ねて、司法に対する国民の期待と信頼に応えていく必要があることを強調しておきたいと思います。この点を含め、全ての職員が、持てる能力を十二分に発揮し、仕事の意義をよく理解して職責を果たしていくことを期待します。

以上をもって私の挨拶といたします。

以上